

一般社団法人島根県産業廃棄物協会
平成29年度 労働災害防止計画

はじめに

一般社団法人島根県産業廃棄物協会は、(公社)全国産業廃棄物連合会による「労働災害防止計画」の策定を受けて、県内の産業廃棄物処理業の労働災害の発生状況及び会員企業の取り組み状況を踏まえ、平成29年度から3年間を期間とする「一般社団法人島根県産業廃棄物協会労働災害防止計画」を策定する。

計画は、3年ごとに見直しするものとし、当面は、平成31年度における死亡災害数及び死傷災害数を数値目標として掲げ、島根労働局をはじめ関係する機関と連携を取りながら、労働災害防止に向けた取組を展開する。

この目標達成に向け当協会では、島根県内の廃棄物処理事業者の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、各年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の一層の底上げを図っていくものとする。

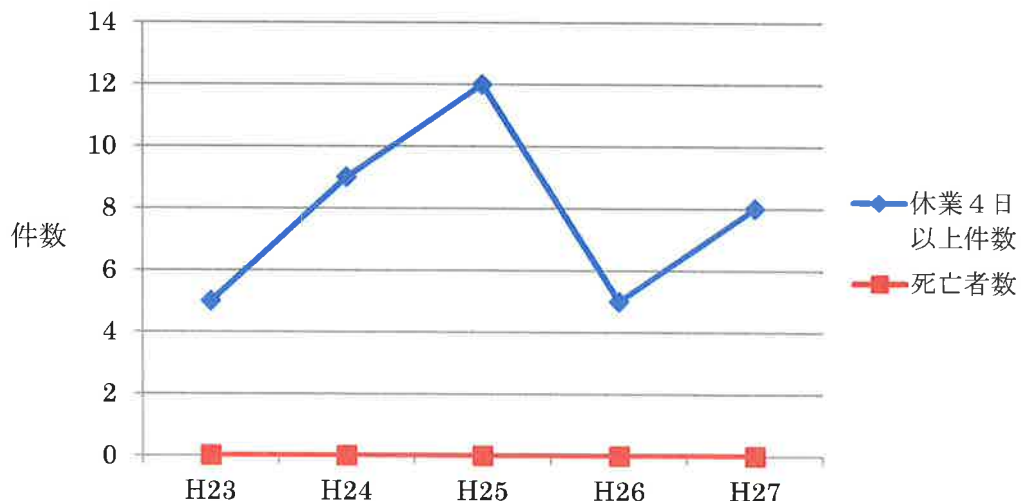
1. 平成31年度目標

(1) 死亡者数をゼロにする。

(2) 休業4日以上の死傷者数を平成25～27年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

目標値：平成25～27年の平均8.3人(9人)→平成31年6.6人(7人)以下

(参考) 島根県内の産業廃棄物処理業における労働災害死傷者数



【出典：島根労働局健康安全課】

2. 平成29年度活動目標

「平成31年度目標」を達成するために平成29年度における活動目標を次のとおり設定する。

- (1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答率を前年度に比して、20%以上増加させる。
目標値：平成28年度31% 66社 → 平成29年度51%以上 110社以上
 - (2) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。
目標値：平成28年度55社 → 平成29年度66社以上
 - (3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。
目標値：平成28年度32社 → 平成29年度39社以上
 - (4) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
目標値：平成28年度54社 → 平成29年度60社以上
 - (5) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数を前年度に比して、10%以上増加させる。
目標値：平成28年度47社 → 平成29年度52社以上
 - (6) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
目標値：平成28年度47社 → 平成29年度52社以上
 - (7) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
目標値：平成28年度32社 → 平成29年度36社以上
 - (8) リスクアセスメントを実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
目標値：平成28年度31社 → 平成29年度35社以上
 - (9) 安全衛生規程を作成している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
目標値：平成28年度17社 → 平成29年度19社以上
- ※ 平成28年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査結果をベースとした。

3. 平成29年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

(1)～(9)に示す「年度目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

- (1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加の活動
 - ① 定期刊行している会報誌とメールを併用して会員企業へアピールし、回答数増加に努める。
 - ② 会員企業へ回答の協力依頼文書を繰り返し発送する。
 - ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。

- ④ 支部組織や青年部を通じて、会員企業に対して調査の回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会（適正処理委員会）を開催し、本調査の推進を図る。

(2) 安全衛生事業の認識を向上させる活動

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
- ③ 定期的に安全衛生委員会（適正処理委員会）を開催し、安全衛生事業の推進を図る。

(3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>) へのリンクを張る。
- ③ 総会、理事会、支部会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

(4) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。
- ② 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
- ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
- ④ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

(5) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。

(6) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。

- 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ③ 会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く提供する。

(7) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 研修会、開放し、ホームページ等を通じて、リスクアセスメントの必要性を周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>)

(8) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 連合会 安全衛生サイト
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>)

(9) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。